

方法等を記載してください。

イ 事務所における開示の実施を希望する。			
<実施の方法>	閲覧	写しの交付	その他
()			
<実施希望日>	年	月	日

4 本人確認等 該当するものにチェックしてください。

(1) 開示請求者	本人	法定代理人			
(2) 請求者本人確認書類	運転免許証	健康保険被保険者証	外国人登録証明書	住民基本台帳カード	その他()
請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写しを添付してください。					
(3) 本人の状況等(法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。)					
イ 本人の状況	未成年者()	年	月	日生)	成年被後見人
(ふりがな)					
ロ	本人の氏名				
ハ 本人の住所又は居所					
(4) 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。					
請求資格確認書類	戸籍謄本	登記事項証明書	その他()		

5 開示手数料の納付方法

納付方法をチェックしてください。

銀行振込	個人情報保護窓口で現金で納付
------	----------------

《記載にあたっての注意事項》

1 住所・連絡先等

情報の特定作業にあたり、独立行政法人国際交流基金から、昼間ご連絡差し上げる場合があります。昼間、住所記載の場所にいらっしゃらない場合には、昼間に連絡が可能な住所を「連絡先」にご記入ください。

2 「開示請求をする保有個人情報」の記入方法

開示を請求する保有個人情報について、保有個人情報が記録されている法人文書の名称、お知りになりたい保有個人情報の内容等、可能な限り具体的に内容を記入してください。

なお、記入していただいた内容のみでは、保有個人情報の特定が困難な場合等は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」第13条第3項に基づき、保有個人情報を特定するために、開示請求者に対して、補正をお願いすることがあります。

3 「求める開示の実施の方法等」の記入方法

請求される保有個人情報について開示決定がされた場合の開示の実施の方法等を指定してください。

なお、開示の実施の方法等については、開示決定後に「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」を提出することにより指定していただくこともできます。

4 本人確認等

「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」第 13 条第 2 項及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令」第 6 条の規定に基づき、開示請求に係る保有個人情報のご本人（又は法定代理人）であることを確認するため、以下の書類を個人情報保護窓口で提示又は提出してください。

本人による開示請求の場合	必要となる書類等
(1) 窓口に来所して開示請求	開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、「住民基本台帳法」第 30 条の 44 第 1 項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの（*）。 どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提出ができない場合は、個人情報保護窓口事前に相談してください。
(2) 開示請求書を送付して開示請求	以下の書類すべてが必要です。 ・上記*を複写機により複写したもの ・開示請求をする者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し（開示請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限る）。なお、住民票の写し又は外国人登録原票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。
法定代理人による開示請求の場合（ ）	必要となる書類等
(1) 窓口に来所して開示請求	以下の書類すべてが必要です。 ・上記* ・戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類（開示請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限る）。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

<p>(2) 開示請求書を送付して開示請求</p>	<p>以下の書類すべてが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記*を複写機により複写したもの ・開示請求をする者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る)。なお、住民票の写し又は外国人登録原票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。 ・戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る)。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。
---------------------------	---

開示請求をした法定代理人は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令」第6条第4項の規定に基づき、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を基金に届け出てください。この届出があったときは、同施行令第6条第5項の規定に基づき、当該開示請求は取り下げられたものとみなします。

5 開示請求手数料の納付

開示請求を行う場合には、開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書1件について300円を納付いただくこととなっています。以下の独立行政法人国際交流基金の指定銀行口座に手数料を振り込むか、個人情報保護窓口において、現金で納付してください。

みずほ銀行 新橋支店 普通預金

口座番号：8036602

口座名義：独) 国際交流基金 情報公開口

補正について

手数料が納付されていない場合、本人確認書類が提示又は提出されていない場合その他開示請求書に形式上の不備があると認められる場合には、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」第13条第3項に基づき、補正をお願いすることになります。